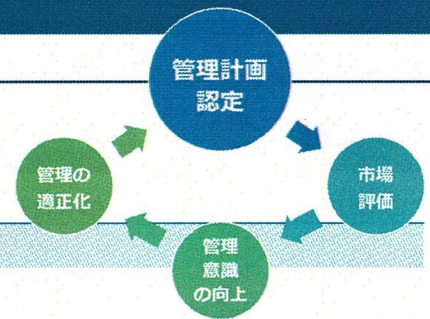


管理計画認定の制度と手続について

■ 管理計画認定制度とは？

- ✓ 地方公共団体*1が、基準に適合するマンションを認定
- ✓ 認定を取得したマンションは公表され、マンション売買等の際の参考情報に
- ✓ マンション管理適正化法の改正に伴い、令和4年4月からスタート



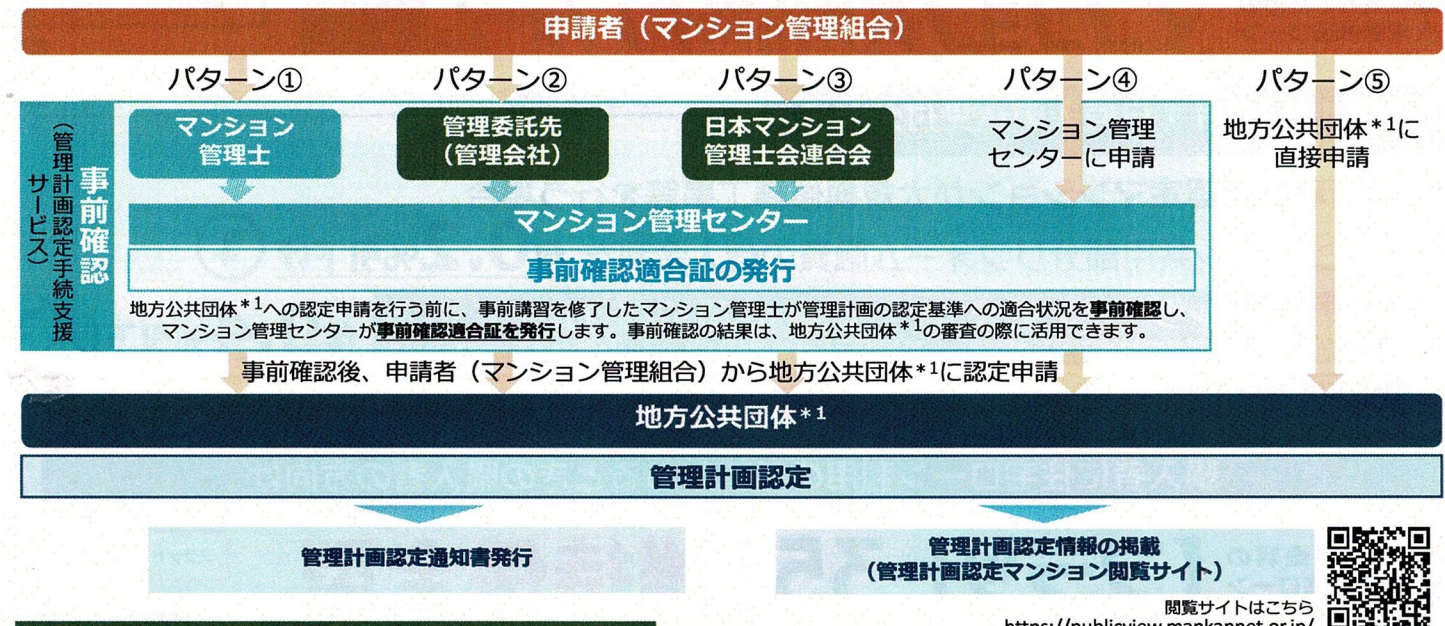
01.目的	マンション管理の適正化を推進
02.主な認定基準	① 管理組合が適切に運営されていること ② 修繕積立金の滞納額が一定以下であること ③ 長期修繕計画作成ガイドライン（標準様式）に準拠した長期修繕計画であること、計画期間全体で算出された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと ④ 地方公共団体*1の管理適正化指針*2に照らして適切なものであること
03.認定の有効期間	5年間（5年毎に更新申請を行う）
04.メリット等	・ 管理計画を定期的に見直すことで、マンション管理を適正化する。 ・ 認定を取得したマンションの公表により、マンションの売買の際の参考にできる。 → 住宅金融支援機構では融資金利の引下げ等の制度をご用意しています。（表面参照）

! 管理計画認定制度の利用には、マンションの所在地の地方公共団体*1がマンション管理適正化推進計画を作成していることが必要です

各地方公共団体*1において、順次、マンション管理適正化推進計画が作成されています。お住まいのマンションの所在地の地方公共団体*1が計画を作成しているかどうか及び作成している場合の計画の内容については、都道府県等の各地方公共団体*1のホームページ等をご確認ください。

■ 管理計画認定の申請手続について

- ✓ 申請手続は、5つのパターンがあります
- ✓ パターン①～④の場合、マンション管理センター提供の管理計画認定手続支援サービスによる**事前確認**を行います。
- ✓ パターン②又は③の場合、管理計画認定とあわせて、**+αの評価制度**を利用することができます。



管理計画認定とあわせて利用できる+αの評価制度

制度	申請先	評価	有効期間
『マンション管理適正評価制度』 (パターン②の場合)	マンション管理業協会	6段階（★5～★なし）で評価 5つのカテゴリ・30項目	1年
『マンション管理適正化診断サービス』 (パターン③の場合)	日本マンション管理士会連合会	3段階（S・A・B）で評価 診断レポートの提供	5年

* 1 市の区域内にあっては当該市、東京23区の区域内にあっては当該区、町村の区域内にあっては都道府県をいいます。
 * 2 マンション管理適正化推進計画において、地方公共団体（*1）が策定する指針をいいます。当該指針では、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和3年国土交通省告示第1286号）で定められた国の指針に加え、地方公共団体（*1）は地域性をふまえた独自の指針を定めることが可能です。